

# 生活支援サービス重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会

福寿はちおうじ美山

# 生活支援サービス重要事項説明書

## 1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先

事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャニホンアメニティライフキョウカイ 株式会社日本アメニティライフ協会	
事業者の所在地	〒 227-0047 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10	
事業者の連絡先	電話番号	045-978-5051
	FAX番号	045-978-5750
	ホームページアドレス	<a href="http://www.hana-kaigo.com">http://www.hana-kaigo.com</a>
事業者の代表者名	代表取締役 江頭 瑞穂	

## 2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

事業主体の名称	フリガナ カブシキガイシャニホンアメニティライフキョウカイ 株式会社日本アメニティライフ協会	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 227-0047 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10	
事業主体の連絡先	電話番号	045-978-5051
	FAX番号	045-978-5750
	ホームページアドレス	有 <a href="http://www.hana-kaigo.com">http://www.hana-kaigo.com</a> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	江頭 瑞穂
	職名	代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホーム事業</li> <li>・介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li> <li>・介護保険法に基づく居宅サービス事業</li> <li>・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</li> <li>・介護保険法に基づく介護予防サービス事業</li> <li>・介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護保険法に基づく介護予防支援事業</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</li> </ul>	

## 3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先

住宅の名称	フリガナ フクジュハチオウジミヤマ 福寿はちおうじ美山	
住宅の所在地	〒 192-0152 東京都八王子市美山町1272-1	
住宅の連絡先	電話番号	042-650-1887
	FAX番号	042-650-1889
	ホームページアドレス	<a href="http://www.hana-kaigo.com">http://www.hana-kaigo.com</a>
住宅の管理者名	島野 智恵	
住宅の開設年月日	2012年12月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

#### 4. 生活支援サービスの内容

##### 生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の方針に基づき基本サービスを提供致します。

- ・日常生活に不安を抱かれている高齢者が「安全・安心・清潔」な生活を送られるよう支援します。
- ・個人の有する能力を最大限に活かしながら、自立した生活を送って頂けるよう支援します。
- ・介護認定を受けている方についても必要な介助サービスを提供します。
- ・併設の医療事業所及び介護事業所と連携を図りながら質の高いサービスを提供に努めます。

なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療保険サービス等）を自由に選択することができます。

##### 住宅で対応できる医療的ケアの内容

常時医療行為が必要な方への対応はできません。

バルーンカテーテル・じょくそう・ストーマ処置の医療行為が生じる場合は、協力医療機関の医師の指示に基づき、住宅の看護職員が勤務している時間に限り対応します。又は協力医療機関との連携による対応が可能です。

##### 基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、午前7時頃に各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。</li> <li>・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
生活相談	27,000円／月額 税込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を送る中で、お困りこと、介護度が重くなつた場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
緊急時対応		<p>【24時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間各住戸に設置してある緊急通報装置を押して頂ければ、住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、駆けつける体制となっております。対応が困難な場合には、救急車の手配、主治医や医療機関への連絡、ご家族様への連絡等必要な対応を行ないます。</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>

##### 上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	30,000円／月 税込	<p>食費は月単位での請求となります。 食費：月額30,000円（30日の場合）【朝食200円、昼食400円、夕食400円】 原則、食堂で提供しますが、居室への配食もご相談ください。 キャンセル、変更等は1週間前までにお知らせ下さい。</p> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
入浴介助サービス	基本サービス費 に含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立及び要介護、要支援認定者：住宅職員による浴室内の準備及び使用後の片付け、見守り介助サービスの提供</li> <li>・入浴の一部介助及び全介助サービスについて：要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
排泄介助サービス	基本サービス費 に含む	<p>【起床時・就寝時・夜間帯】：住宅の夜間職員において提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の時間は要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
食事介助サービス	基本サービス費 に含む	<p>【食堂での提供】：要介護・要支援者に対し必要に応じて食事介助サービスを提供 【住戸での提供】：要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</p> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>

洗濯サービス	基本サービス費に含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を送る中で生じた通常の洗濯物に関しては、週2回程度住宅内に設置しております洗濯機にて洗濯致します。ただし、通常で洗濯できない特殊な衣服については、クリーニング店等への取次ぎを致します。その際の取次ぎ費用は無料ですが、クリーニング代等は実費負担となります。</li> <li>上記以外での洗濯サービスが必要となる場合：要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
住戸内の清掃サービス	基本サービス費に含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>住戸内の清掃を週1回程度行います。</li> <li>上記以外での清掃サービスが必要となる場合：要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
健康管理サービス	基本サービス費に含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎日1回住宅の看護職員又は併設する八王子北クリニックにて、血压等のバイタルチェックや健康相談サービスを行います。</li> <li>上記以外での健康管理サービスが必要となる場合：要介護・要支援認定を受けている方は、ケアプランに基づき、別契約で介護サービスが利用できます。（介護保険自己負担分あり）</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員・八王子北クリニック 職員</p>
買物代行サービス	300円/1回 税込	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回程度、入居者への聞き取りをもとに住宅職員が買物代行を致します。その際にかかった費用は事業者にて立替え、月末にその月にかかった立替実費分をまとめ、翌月の請求書にて請求し所定日に入金をして頂きます。</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>
移送サービス	5,000円/1回 税込	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご希望される方は、原則、1週間前までにお知らせ下さい。</li> <li>20km圏内に限り対応させて頂きます。</li> <li>20km圏内を越える場合、5キロ毎に250円追加させて頂きます。</li> <li>1回当たりの料金は、片道の金額となります。</li> </ul> <p>*提供者：株式会社日本アメニティライフ協会 職員</p>

#### 医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	医療法人社団飛峯会 八王子北クリニック
		住所	八王子市美山町1272-2
		診療科目	内科
		協力内容	訪問診療
協力医療機関	2	名称	医療法人社団あさがお会 あさがお歯科八王子
		住所	八王子市館町1097館ヶ丘団地2-5-108
		診療科目	訪問歯科
		協力内容	利用者に対する歯科診療の実施、歯科相談、口腔ケア相談
協力医療機関	3	名称	医療法人社団永生会 南多摩病院
		住所	八王子市散田町3-10-1
		診療科目	内科、整形外科等
		協力内容	利用者の治療の受け入れ、救急医療、職員に対する医療相談、健康相談。他医療機関への入院紹介等。

#### 5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法
前月サービス内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、毎月20日までに請求致します。（生活支援サービス契約書第6条参照）
支払方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本サービス及び食事の提供サービス…賃料等とともに、当月分を前月27日に口座振替の方法によりお支払い頂きます。</li> <li>その他サービス…毎月の月末締めとし、翌月27日に前段の費用と併せ口座振替の方法によりお支払い頂きます。（生活支援サービス契約書第6条参照）</li> </ul>

## 6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称①	福寿はちおうじ美山 1階事務室					
電話番号	042-650-1887					
対応している時間	平日	9時	00分	～	18時	00分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
	祝日	時	分	～	時	分
定休日	日曜・祝日					
窓口の名称②	株式会社日本アメニティライフ協会 施設サービス事業部					
電話番号	045-978-5051					
対応している時間	平日	9時	00分	～	18時	00分
	土曜	時	分	～	時	分
	日曜	時	分	～	時	分
	祝日	時	分	～	時	分
定休日	土・日・祝日、夏季、年末年始					
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応						
具体的な対応	事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行うものとします。ただし、入居者側に故意又は重大な過失ある場合には賠償額を減じることができます。					
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況						
1 あり	実施日					
	結果の開示	1 あり	2 なし			
2 なし						

## 7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等		
住宅正面玄関は、オートロックとなっております。 長期外泊時は、管理人へ事前にご連絡下さい。		
共用施設の利用について		
浴室	入浴介助サービスを希望される方は、予約表に利用時間を記載して下さい。	
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、予約表に記載して下さい。	

## 8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第9条参照）。		
契約解約時の連絡先	名称	福寿はちおうじ美山
電話番号		042-650-1887
事業者からの解除		
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。		
(1) 事業者は入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。		
(2) 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。		
①一定の観察期間をおくこと ②主治医及び生活支援サービススタッフ等の意見を聴くこと。 ③契約解除の通告について1ヶ月の予告期間をおくこと。 ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。		
(3) 事業者は、入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者は通知催告の上、本契約を解除することができます。		

## 9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況

有

無

( 東京海上日動火災保険株式会社 )

## 10. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとします。

- (1) 住宅における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 住宅における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 住宅において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

説明年月日

年      月      日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 株式会社日本アメニティライフ協会

所在地 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10

代表者名 代表取締役 江頭 瑞穂

印

説明者氏名

印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

印